

税帳と税帳使

——大租数文と官稲混合を中心に——

本庄総子

はじめに

税帳とは、律令体制下の日本において、各国に貯えられた正税^①の収支を中央に報告するために作成された帳簿様文書である。正税とは田租と出挙息利を主な収入源とする稲穀で、地方各郡の正倉に貯えられていた。税帳は毎年一度作成されて中央へ申送されるが、申送に際しては国司本人が税帳使として中央まで出向くことと規定されている。

後代、税帳使は四度使の一つに数えられている。四度使とは、朝集使・大帳使・税帳使・貢調使の四使をいう。いずれも国司本人が使者に立ち、勤会にあたらなければならないとされており、他の群小諸使とは区別される大使として注目されてきた^②。四度使は地方の

律令年度サイクルを規定する根幹ともいうべき使者であり、その一である税帳使と彼のもたらす税帳の制度が律令行政史上極めて重要であることは言うまでもないが、しかし、その成立と沿革については、いまだに不明な点が多い。

まず第一に成立について。税帳及び税帳使については、四度使を構成する他の三使と違い、律令に明文の規定がない。いつ、どのような指令に基づいて税帳が作成・進上されるようになったのか、明確でないのである。

第二に沿革、特に官稲混合との関わりについて。官稲混合とは、天平六年（七三四）にとられた措置^③で、従来、使途にに応じて別置の上出挙されていた雑色官稲を、正税に混合するというものであった。それまで税帳は正税だけを把握する帳簿であったが、官稲混合以後は、吸収した雑色官稲の収支をも報告の対象とすることになったの

である。

官稲混合の事実が税帳にはつきりと表示されていることは早くから確認されている^④。またその意義についても、支出の増大への対処^⑤、あるいは国司を中心とする弾力的・合理的な財政運用の構築^⑥といった観点から検討されてきている。しかしながら、税帳及び税帳使の制度史上、官稲混合がいかなる意義を持つていたかについて、具体的に論じた研究は少ない。官稲混合以前、税帳書式（蓄積状況のチェックに適する）とそれ以外の雑色官稲帳書式（支出状況のチェックに適する）が併存しており、官稲混合の際に統一した書式が頒下されなかったために、国により書式の差違が生じたとの指摘がなされているが、官稲混合という措置が、税帳及び税帳使の制度に変革を迫るものであったのか、それとも書式変更以上の意味は持たなかったのかという点についてはなお明らかとは言えない。

本稿ではこうした問題点を踏まえ、八世紀前半における税帳と税帳使の制度的沿革を、税帳の記載内容の分析から検討したい。

一 税帳制度の成立

税帳制度の成立を考える上で注目されるのは次の史料である。

史料一 『統日本紀』大宝二年（七〇二）二月丙辰（十九）条

諸国大租・駅起稲及義倉、并兵器数文、始送于弁官。
（諸国の大租・駅起稲及び義倉、并せて兵器の数の文、始めて弁官に送らしむ。）

この史料にあらわれる大租数文については、輪租帳に類するものとの見解もあるが、大租と大税とは重なり合う概念であると考えられ、税帳と関わるものとして注目を集めてきた。大租数文について、本格的な検討を加えられたのが岡田利文氏^⑩である。氏は税帳制度の「素朴な原型」を大租数文に求めつつも、あくまで浄御原令制下から貯積されてきた租穀の現在額の報告書に過ぎず、一回的なものである可能性もあるとされ、税帳制度が確立したのは和銅元年（七〇八）頃と主張された。

また近年、山本祥隆氏^⑪は、税帳制度の法的根拠を大宝雜令公廩条に求め、大宝元年に税帳は誕生したとされた上で、「大租数文」の解釈については岡田氏の見解に賛同しておられる。

また岡田氏は、駅起稲帳については『統日本紀』和銅二年六月乙巳条に「令諸国進駅起稲帳」との記事が見えることから、史料一の数文はいずれも一回的なものである可能性があり、毎年進上される税帳の成立はこれよりも後になるという見通しを述べられた上で、不動倉別定を命じた和銅元年太政官符を地方財政史上的一大画期と捉え、ここに税帳制度にも大きな変化があったはずであるとされて

いるわけであるが、さらに傍証として、「税文」という言葉の初見がまさに和銅元年太政官符においてであることを重視され、これ以前の税帳は雑用記載の存在しない未熟なものであったとされるのである。山本氏は公廩条に「費用」の二字が存在しなかつた可能性を指摘した上で岡田説を援用しておられる。

そこです、大宝二年の大租数文の実態について検討を加えたい。岡田氏は駅起稲についての史料の重複をもって、大宝二年の諸公文を臨時的なものとするのであるが、和銅二年記事は極めて簡略で、何らかの制度変更や作成励行を命じたものと解する余地も十分にあるように思う。¹²⁾

和銅元年をもって税帳制度の画期とする岡田氏の考え方にも疑問がある。和銅元年に下達された、不動産にかかる太政官符を確認しよう。

史料二 『延暦交替式』和銅元年（七〇八）閏八月十日太政官符
太政官符、大稅者、自今已後、別定不動之倉、以為国貯之物。〈郡別造鑑一勾〉国郡司等、各稅文及倉案、注其人時定倉。〈後檢校欠、徵所連署人。〉

（太政官符す、大稅は、自今已後、別に不動の倉を定めて、以て国貯の物とせよ。〈郡別に鑑一勾を造れ。〉国郡司等、各稅文及び倉案に、其の人の時定むる倉と注せ。〈後に檢校して欠あらば、連署せる所

の人より徵れ。〉

ここに定められた不動産別定については、大宝元年、次の史料三によつて拡大された国司の財政権を今度は制約したものとする説が有力であつた。¹³⁾

史料三 『続日本紀』大宝元年（七〇二）六月己酉（八）条
勅、凡其庶務、一依新令。又国宰・郡司、貯置大稅、必須如法。如有闕怠、随事科断。是日、遣使七道、宣告依新令為政及給大租之状、并頒付新印様。

（勅せらく、凡そ其れ庶務は、一ら新令に依れ。又国宰・郡司、大稅を貯置すること、必ず法のごとくすべし。如し闕怠有らば、事に随へて科断せよ。是の日、使を七道に遣はして、新令に依りて政を為し及び大租を給ふの状を宣告し、并せて新印の様を頒付せしむ。）

ところがその後、渡辺晃宏氏¹⁴⁾によつて、動用倉と不動倉の差違につき、蓄積途上のものが動用倉、蓄積を終えて満倉となり国郡司の検封を経たものが不動倉になるという違いがあるだけであり、最初から両者を区別した蓄積がされていたわけではなかつたということが明らかにされた。

これを前提とすれば、不動産を別に定めよとした和銅元年の太政

官符についても解釈は変わってくる。即ち、和銅元年の不動産別定とは、それまで動用倉に蓄積してきた穀を検封して不動産とするよう命じたに過ぎないのであつて、不動産の将来的な設置は大宝元年に国司に大税管理が委任された時点から折り込み済みであつたのではないか。¹⁵⁾ そうであれば、不動産別定をもつて、地方財政史上の一画面期と見ることは難しい。

また「税文」という言葉の初見は確かに史料二であるが、これは税文に検封責任者の名を注すべきことを定めているに過ぎず、それ以外には何ら定めがない。この事実はむしろこの時点の税文がある程度整つた書式を備えていたことを強く示唆している。大宝二年の大租数文作成命令と和銅元年の不動産別定がわずか六年しか隔たつていないことを考えれば、不動産別定の時点で成立していた書式は大租数文作成命令の時点で成立したものと同一と考えてよいのではなからうか。

以上、和銅元年頃に税帳制度成立の画面を認める岡田氏の見解には根拠が乏しく、それ以前、时期的に考えて大宝元年の大税貯置と、それを受けて発令されたことが疑いない大宝二年の大租数文進上命令こそ、税帳制度の始期として差し支えないと考えられる。

ただし、大宝年間の税帳に雑用記載があつたかどうかについては、山本氏の指摘もあるとおり、改めて考える必要がある。というのも、税帳の進上文言には、しばしば雑用について少々不自然な表現が散

見するからである。

(1) 天平二年度大倭国

以前収納大税穀類并神戸租等数具録如前、謹解。

(2) 天平二年度伊賀国

右件大税雑用并収納頭注如前、仍付史生従八位下韓国君佐美申送謹解。

(3) 天平二年度越前国

以前天平二年収納正税穀并類稻雑用如件、仍付史生大初位下阿刀造佐美麻呂申上以解。

(4) 天平四年度隱岐国

謹件収納天平四年正税并雑用之状具注如件、仍差史生大初位上民使古麻呂充使進上謹解。

(5) 天平六年度尾張国

謹件収納天平六年正税雑充用之状具注如件、仍付守従五位下勲十二等多治比真人多夫勢進上以解。

(6) 天平六年度周防国

謹件収納天平六年正税并雑充用之状具注如件、仍繕写訖即付史生少初位上汶且才智進上謹解。

(7) 天平九年度和泉監

以前天平九年収納正税并神税如件、仍付正従六位上勲

十二等黄文連伊加麻呂申送以解。

(8) 天平九年度駿河国

謹件収納天平九年正税并雑充用之状具注如件、付守従五位下勲十二等下毛野朝臣帯足申上以解。

(1) (2) (7) については問題ない。しかしそれ以外の文言はいかがであろうか。(3)「収納正税穀并類稻雑用」、(4)「収納天平四年正税并雑用」、(5)「収納天平六年正税雑充用」、(6)「収納天平六年正税并雑充用」、(8)「収納天平九年正税并雑充用」。漢文的にひどく不細工な文章構成をとっていることが確認できる。これらの文言から「雑用」「并雑充用」などの文言を除けば、極めてすつきりとした文章になる。

京に近い大倭・和泉・伊賀でこうした文章表現の欠陥が生じていないことの原因は別途考える必要があるが、それ以外の国について進上文言から見ると、雑用は本来の進上文言に後からねじ込まれた不純物という性格が露わである。こうした文言のあり方は、雑用の報告が後発的であることを示唆しているように見える。

初期の税帳は雑用記載を備えていなかった、少なくともそれを主要な機能としていなかったことは確かであると考えられ、この点において岡田・山本両説に賛同したい。ただし、周知のとおり大税は貯積を本来的性質としており、雑用に回されることは例外的であつ

たから、雑用記載が欠落していることをもって、岡田氏のいわれるように、税帳が制度的に未熟であると評価することはできないと考える。

次に、山本氏が大宝雑令公廩条の登場によって税帳制度が成立したとされた点についてであるが、これには疑問がある。というのも、大宝二年二月の大租数文進上にかかる史料一については、従来の解釈に誤りがあると考えられるからである。

史料一は一般的に、諸国が大租以下の数文を實際に弁官に送つたことを示す記事と解されているようであるが、果たしてその解釈は正しいのだろうか。

『続日本紀』における弁官への申送記事は史料一を皮切りに神龜六年まで集中して現れる。「官に申送」ではなく、特に「弁官に申送」と指定するのが『続日本紀』におけるこの時期の記事の特徴で、史料一以外に六例見出せる。¹⁸⁾このうち五例は「制」「太政官処分」とあるため、弁官への申送を命じた史料であることがはっきりしており、残る一例が次の史料である。

史料四 『続日本紀』和銅四年(七一)閏六月丙午(三)条
始五位已上卒者、即日申送弁官。

(始めて五位已上卒せらば、即日弁官に申送せしむ。)

この日、誰か五位以上の者が死亡したという事実は確認できない。史料の性質からいっても、即日弁官へ申送すべきことを命じたものと解するのが自然であろう。つまり、史料一以外の弁官申送記事は全て例外なく弁官への申送を命じた記事であり、実際に申送された事実を記したものでなかったことが確認できるのである。

そうであれば、史料一もまた弁官への申送を命じた記事であり、大租数文が提出されたことを語る記事ではないと解するのが穏当であろう。大宝二年二月に税金が提出されたわけではなかったことを確認しておきたい。

もし大宝令の定めによつて税帳が作成されるようになったのであれば、まさにこの大宝二年二月頃までに第一の税帳が提出されるべきである。しかし、実際に大宝二年二月に行われたのは税帳の作成命令の発付であった。雑令公廩条を税帳作成の根拠と見る場合、既に前年、大税貯置と同時に庶務は一ら新令に依れと命じておきながら、わずか一年もしないうちに重ねて命令したことになり、状況を理解し難い。税帳作成はあくまでも大宝二年の大租数文作成命令によつて開始されたのであり、公廩条によつて自動的に作成開始されたものではないと考えられる。

大租数文作成命令を直接に受けたのは恐らく在京中であつた朝集使であろう。当時、地方行政に何らかの改革を行う場合、朝集使に対して告知することはよくあつた。¹⁹⁾この時に税金以下の作成方法に

ついても併せて伝達され、前年度にあたる大宝元年から遡つて作成するよう命じられたのだろう。²⁰⁾

二 税帳の進上期限と雑令公廩条

大宝二年に作成を開始された税帳であるが、その進上期限については議論が重ねられている。そこで本節では、この問題を取り上げたい。

現存する税帳は天平年間（七二九～七四九）に集中しているにもかかわらず、同帳に記された進上月日が表1に示したとおりバラバラであるという事実は、古くから税帳研究者の頭を悩ませてきた。²¹⁾税帳と並んで重要な公文とされた計帳の方は、厳密な申送期限の下で作成されていたのに対し、税帳の方はいかにも不統一といった有様で、果たして天平年間当時、税帳に進上期限があつたのかどうかという点が議論を呼んだのである。

税帳の進上期限については、『延喜式』では二月三十日と定められている。

史料五 『延喜式』民部下

凡進正税帳者、皆限二月卅日以前、竝申送官。但西海道諸国并嶋、二月卅日以前送太宰府。府以加覆勘、五月卅日以前申官。

表 1 税帳の進上年月日

年度／国	税帳記載の年月日	進上時期区分※
天平 2 年／大倭	天平 2(730)/12/20	○
天平 2 年／尾張	天平 2(730)/12/ -	○
天平 2 年／伊賀	天平 3(731)/02/07	●
天平 2 年／越前	天平 3(731)/02/26	●
天平 4 年／隱岐	天平 5(733)/02/19	●
天平 6 年／尾張	天平 6(734)/12/24	○
天平 6 年／周防	天平 7(735)/07/03	●
天平 9 年／駿河	天平 10(738)/02/18	●
天平 9 年／和泉	天平 10(738)/04/05	●
天平 10 年／淡路	天平 10(738)/12/27	○

※ ○=年内、●=年外

(凡そ正税帳を進らむには、皆二月卅日以前を限り、並びに官に申送せよ。但し西海道諸国并せて嶋は、二月卅日以前太宰府に送れ。府以て覆勘を加へ、五月卅日以前官に申せ。)

以上の状況を踏まえ、早川庄八氏は、少なくとも天平期には式が定める二月三十日という期限は存在せず、国司の恣意に委ねられていたわけではないしろ、明文化された規定はなかったと判断された。そして延喜式の規定は弘仁式まで遡るであろうと推定されている。この早川説に対しては、和銅五年以前に成立した民部省式に既に二月三十日と定められていたのではないかとの岡田利文氏の意見

がある。

また山里純一氏は、期限は当初から定められていたが、天平年間の段階では十分守られていなかったと考えるのが穏当とされている。

一方山本氏は、表 1 のとおり年内進上が四例も見られることに着目し、雑令公廩条に税帳の法的根拠を求められたわけである。条文をあげておこう。

史料六 雑令公廩条

凡公廩雑物、皆令本司自勾録。其費用見在帳、年終一申太政官。随至勾勘。

(凡そ公廩の雑物は、皆本司をして自ら勾録せしめよ。其の費用見在帳、年終に一たび太政官に申せ。至るに随ひて勾勘せよ。)

山本氏の論旨は複雑で、大宝令段階では「年終」の規定は存在せず、民部省式で初めて制定され、養老令に引き継がれ、天平年間の現行法として一定程度の実効性を有していたとされている。

税帳の制度と公廩条の関連については、筆者もかつて想定したことがあり、あながち的外れとは考えていないが、しかし、もし山本氏の想定どおりだとしたら、天平年間にこの規定を遵守していた国は半分以下ということになり、甚だ不自然ではないだろうか。山本氏は十二月末日までの収支状況を記載すべき税帳を、年度内に完成

表2 税帳使一覧

年度／国	税帳使の官職
天平2年／伊賀	史生
天平2年／越前	史生
天平4年／隠岐	史生
天平6年／尾張	守
天平6年／周防	史生
天平9年／和泉	正
天平9年／駿河	守

することは本来的に不可能であったから、遵守されな
いことが多かったとされる
のであるが、そのような
元々不合理な規定をわざわざ
令文を修正してまで組み
込むだろうか、という疑問
が浮かぶ。表1を素直に解

釈するならば、明文規定なしとされた早川説にもなお一定の理がある
ように思われるのである。

また山本氏は税帳の年度内完成を本来的に不可能なことにされる
が、当時の律令行政のあり方として、年度末、月末まで見込みで計
上することはごく普通に行われていたことであり、この「不可能」
が原因で年終規定が二月末日規定に取って代わられたという論旨も
根拠としては弱い。

進上期限の変更は、税帳制度の変化と大きな関わりがあり、その
変化は天平六年（七三四）の官稻混合を画期として起こったと筆者
は考えている。以下節を改めて詳しく論じていきたい。

三 税帳制度の変化——天平六年官稻混合に関して

(一) 税帳使の変化

天平六年を境として、税帳使の官職に変化が現れる。表2は現存
税帳をそれぞれ付された税帳使の官職一覧である。天平六年度周防
国の税帳については、翌年七月という極めて異例な時期に提出され
ており、特殊な事情があったものとして例外とすることが許される
ならば、天平六年より前の税帳使は全て史生であり、天平六年度以
降の税帳使は全て長官が当たっているという明確な差違を見出すこ
とができる。『万葉集』²⁷では天平十八年度の守、天平勝宝二年度の
掾、天平十年度駿河国正税帳²⁸には「天平七年正税帳使」の目が見え
ているが、いずれも四等官以上である。

つまり、天平六年より前には国司に準じる存在に過ぎない史生を
使者に立てても許容されていたのに、突然、国司四等官の誰か（理
想としては長官）が税帳使として上京すべきものとされたことにな
る。この事実は、税帳使の責任が従来よりも格段に重くなったこと
を示しているものと考えられ、天平六年に税帳及び税帳使の制度に
大きな変化をもたらす何らかの改革が行われた可能性を強く示唆し
ている。

表3 税帳の名称

年度／国	名称	名称型※
天平2年／紀伊	収納大税帳	▼
天平2年／尾張	収納大税帳	▼
天平2年／越前	大税帳	◇
天平4年／隠岐	正税収納帳	▼
天平6年／尾張	収納正税帳	▼
天平6年／周防	正税目録帳	◎
天平8年／薩摩	正税目録帳	◎
天平8年／摂津	正税目録帳	◎
天平9年／長門	収納大税目録帳	▼+◎
天平9年／豊後	正税帳	◇
天平9年／駿河	正税目録帳	◎
天平9年／和泉	収納正税帳	▼
天平10年／駿河	正税帳	◇
天平10年／周防	正税帳	◇
天平10年／筑後	正税目録帳	◎
天平11年／伊豆	正税并神税帳	◇

※ ▼=収納帳型、◎=目録帳型、◇=略称型

(二) 税帳の名称の変化

同様の变化は、税帳の名称においても起こっている。各税帳の縫等から、そこに記された名称を抜き出したのが表3である。

税帳の名称として「大税帳」と「正税帳」の二種があることはよく知られているが、他にも今まであまり注目されてこなかった名称の類型が存在する。「収納帳」と「目録帳」である。

「収納」とは、「出挙」と対をなす用語で、出挙して貸し出した稲を回収して納めることをいう。我々が一般に税帳であると認識している帳簿の多くは、「収納帳」として作成された帳簿だったのである。

「収納帳」の対になるのは勿論「出挙帳」であろう。そして「出挙帳」が実在したことを、我々は既に早川庄八氏の研究²⁹⁾によつて知っている。それは出挙の実施状況を中央に報告するための公文であった。ならば「収納帳」は収納による結果を報告する公文であろう。税帳といえは収納帳で、出挙帳は脇役のように考えられがちであるが、本来の税帳は、出挙帳と収納帳という二つの帳簿が相並んで形作るシンプルな体系の公文だったのでないだろうか。

ところが表3から確認できるように、ある時期から全く別類型の名称が出現する。「目録帳」というのがそれである。「目録帳」とは、早く鎌田元一氏の計帳の研究³⁰⁾で明らかにされているように統計的文书の通称である。

「収納帳」から「目録帳」への変化は何を示すか。「収納帳」が「出挙帳」と対になる同位の税帳であったのに対し、「目録帳」という名称は、当該帳簿が「出挙帳」より上位、税帳の本体をなす公文として位置づけ直されたことを示しているように思われる。

そして「目録帳」の初見は表3で確認できるとおり天平六年。この年に実施された官稲混合が何らかの形で関係しているのではないかという疑いがますます強まる。

(三) 官稲混合と雑用

天平六年の官稲混合とは、冒頭でも述べたように、それまで正税

とは別に出挙・運用されていた郡稲以下の雑色官稲を正税に混合、一本化して管理することとした措置のことである。

る。

史料七 『統日本紀』 天平六年正月庚辰（十八）条

勅、令諸国雑色官稲、除馱起稲以外、悉混合正税。

（勅せらく、諸国をして雑色官稲、馱起稲を除く以外、悉く正税に混合せしむ。）

官稲混合以前の正税の用途は極めて限られている。国や郡など現地の行政組織を支えるための財源ではなく、中央、ひいては王権のための財源としての性格が強い。そしてこうした限定された用途を除いては、蓄積されるのが基本なのである。

これに対して雑色官稲は蓄積ではなく、雑用に充てるためにある。主な収入は出挙による利稲であり、運用と支出によって活発に回転される財源であった。⁽³¹⁾

雑色官稲を吸収した正税は、それまで雑色官稲が支えていた雑用も担うことになった。つまり官稲混合以前の税帳においては例外的であった雑用記載が、官稲混合以後は例外ではなくなるのである。

官稲混合を境として、税帳における雑用記載の書式がはつきり変化している国がある。天平二年度の尾張国税帳は次のような書式をとっていた（原文で大字で表記されている数値は便宜上簡体に置き換え

山田郡

天平元年定大税穀二万八千二百六十四斛一斗五升

穎稲三万九千五百九十九束六把八分

雑用八百二十三束五把五分

二番匠丁粮料三百六十八束

依民部省符割充皇后宮職封戸租料四百五十五束五把五分

遺三万八千二百三十六束一把三分

出挙六千六百八十四束

正身死亡四人 免税一百七十二束

定納本六千五百一十二束

利三千二百五十六束

合九千七百六十八束

雑用三千三百束

年料春税二千六百束

依民部省符送齋宮七百束

遺六千四百六十八束

古稲三万一千五百五十二束一把三分

ここには二番匠丁粮料、皇后宮職封戸租料、年料春税、送齋宮の料

四種の雑用記載が見えるが、前二者と後二者は出挙記載を挟んで分断されている。これに対して天平六年度の税帳では番匠の粮料、年料春白米、送齋宮の料いずれも一連の雑用記載部分にまとめて載せられている。つまり、天平二年の時点では、まるで倉札のように雑用が時系列式で記されていた税帳が、天平三年～六年の間に、雑用記載を別立てで記載する書式へと変化していることが確認できるのである。

このような書式変更が行われた背景には、より厳密に雑用記載をチェックしようという意識が窺える。时期的に考えても、天平六年官稻混合の結果としての書式変化と考えるのが妥当であろう。

(四) 官稻混合と税帳

かつて正税の「蓄積」機能と雑色官稻の「雑用」機能という対照的な姿を明快に論証された蘭田香融氏は、官稻混合について、宮廷の奢侈によりまかないきれなくなった「雑用」が「蓄積」への蚕食を開始したものと評価された²⁸⁾。確かに結果的にはそのような面を持つ可能性は大いにある。

ただ、天平年間の税帳から窺われる限りにおいて、官稻混合を実施した政府の意図は、地方財政、具体的には税帳雑用記載への監督強化と評価すべき面が強い。税帳は単なる収納帳から目録帳へと名称を変え、それを進上する使者には四等官をもつてあてることが求

められるようになった。雑用記載の書式にも変化が見える。

以上の事実から考えれば、先に結論を保留した税帳の進上期限にかかる問題も理解できるのではないかと思う。

つまり、天平六年以前は、雑用を年末まで見込みで計上することも許容されていたが、官稻混合以後、雑用を厳密に実績で報告することが求められるようになり、また税帳そのものに対する勘会も厳しくなった結果、進上期限を翌年二月末とする規定が誕生したと考えられるのである。二月末規定の成立時期は直接の史料がないため確定困難であるが、天平六年からさほど時を隔てずに成立したのではないだろうか。

それではそれ以前、天平初年頃までの段階における税帳進上期限はどのように定められていたのだろうか。断案は得ないが、年末と翌年二月末という二つの期限が存在していた可能性を指摘しておきたい。表1のとおり、天平期の正税帳を通覧すれば、この二時期を意識したと覚しきものかなりの割合を占めている。雑用を年末まで見込みで計上しても差し支えない国には前者、全ての雑用を実績で正確に計上する必要がある国には後者が適用されていたのではないだろうか。前者の規定の形成にあたっては、雑令公廩条が影響を与えた可能性も勿論ある。

ただ、税帳を作成する現場の地方官人たちが最も気を配っていたのは、今までどの公文をいつ作成・進上してきたかという先例(国

例) だったのではないかと思う。恐らく大宝二年以後いつかの時点で十二月または翌年二月末という二つの進上期限が形成され、その後は大平六年頃まで、各国ごとに先例に従って肅々と税帳を作成していた、それが実態だったのだろう。

おわりに

以上、税帳制度の変遷について検討してきた。最後に結論を箇条書きにしておきたい。

(1) 大宝元年、国司に大税貯置の職務が付与されたことを受けて、大宝二年に大租数文の進上が命じられた。これこそ、税帳制度の開始である。当時の税帳は雑用記載を少なくとも主要な機能としては備えていなかったようであるが、それは貯積を属性とする正税の帳簿であるためであり、制度的な未熟と評価されるべきものではない。

(2) 天平六年以前の税帳は出挙帳に対する収納帳であり、使者には史生のような准国司が立つことも許容されていた。

(3) 天平六年の官稲混合を境に、税帳使には国司四等官が立つべきものとされ、厳密な雑用記載のチェックが行われるようになった。その結果、税帳進上の年度内期限は廃止され、翌年二月に統一されるに至った。

天平六年の官稲混合以後、税帳使には四等官が立つべきとされた

ことは、税帳使の成立を考える上で注目される。単に税帳を進上してくる使者という意味での税帳使は税帳成立と同時に成立したといえるが、四度使の一つに数えられ、他の群小諸使とは区別される使者としての税帳使は、これを機に成立したのではないかと考えられるからである。

また、天平六年の官稲混合が正税の監視を強化する画期的な政策であったという本稿の結論からすると、何故この時期にこのような政策がとられたのかという点も当然問題となろう。この点については今後の課題として明記するとともに、諸賢のご教示を仰ぐ次第である。

註

- (1) 従来大税と呼ばれていたが、天平初年頃を境に正税と呼ばれることが多くなるとされている。
- (2) 坂本太郎「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」『坂本太郎著作集第七巻 律令制度』吉川弘文館、一九八九年、初出一九三二年、早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」同『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九六二年。
- (3) 駅起稲など、天平六年の官稲混合では混合の対象から外され、天平十一年になって初めて混合された雑色官稲も存在する。『続日本紀』天平十一年(七三九)六月戊寅(十七)条。
- (4) 澤田吾一『復刻 奈良朝時代民政經濟の數的研究』柏書房、一九七二年、

- 初出一九二七年、二〇五〜二〇七頁。
- (5) 蘭田香融「隱岐国正税帳をめぐる諸問題——特に天平六年の官稲混合について」同『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年、初出一九五七年。
- (6) 新日本古典文学大系『続日本紀二』岩波書店、一九九〇年、五五九頁(黛弘道・笹山晴生執筆担当部)。
- (7) 川原秀夫「官稲混合と税帳書式」『国史学』一七五、二〇〇二年。
- (8) 山里純一「大税と郡稲の成立」同『律令地方財政史の研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九八二年、一八頁など。
- (9) 鎌田元一「公田賃租制の成立」同『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九七三年、五七四〜五七五頁。
- (10) 岡田利文「税帳制度成立に関する一試論」『ソシアル・リサーチ』九、一九八一年、二三〜四五頁。
- (11) 山本祥隆「税帳制度試論——進上期限を手がかりに」奈良文化財研究所創立60周年記念論文集『文化財論叢』IV、二〇二二年、五九七〜六二〇頁。
- (12) 『類聚三代格』承和九年六月九日太政官符は「応進青苗簿帳事」という事書きを持つが、青苗簿作成の開始は、当該官符中に靈龜三年と明記されている。
- (13) 村尾次郎『律令財政史の研究 増訂版』吉川弘文館、一九六四年、二二三〜二四頁、黛弘道「国司制の成立」大坂歴史学会編『律令国家の基礎構造』吉川弘文館、一九六〇年、一一一頁、一四一〜一四二頁。
- (14) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」『史学雑誌』九十八〜九十二、一九八九年。
- (15) 不動産別定の記事が正史である『続日本紀』には見えず、『延暦交替式』に残されているに過ぎないことの意味も、この際考えてみる必要があるかもしれない。
- (16) 蘭田香融「隱岐国正税帳をめぐる諸問題——特に天平六年の官稲混合について」(前掲)。
- (17) たとえば、『新日本古典文学大系 続日本紀一』岩波書店、一九八九年、五三頁。
- (18) 大宝二年九月戊寅条、和銅二年十月甲申条、和銅四年閏六月丙午条、和銅五年五月丙申条、和銅六年十一月丙子条、天平元年(神龜六年)五月庚戌条。
- (19) たとえば、『続日本紀』天平五年四月辛丑条。
- (20) 『類聚国史』卷八十 政理一 雑公文 弘仁十年十月甲子条「民部省言、主税寮公文、自大宝元年至大同三年、紛失凡八千七十一卷。伏請、自大同四年至弘仁七年、八十七卷、前官出料、後官写填。自大同三年以往、一從免除。許之。」
- (21) 天平十九年(七四七) 四月二十六日、越中掾大伴池主の館で「税帳使」守大伴家持の餞の宴(『万葉集』卷十七ノ三九九五)が、天平勝宝三年(七五二)二月二日には越中守大伴家持の館で「正税帳」を持って京に向かおうとする掾久米広繩のための宴(『万葉集』卷十九ノ四二三八)が開かれている。これらも税帳申送時期を示す実例として加えてもよからう。
- (22) 早川庄八「所謂「伊予国正税帳」について」同『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九六二年、二八七〜二八八頁。
- (23) 岡田利文「税帳の提出期限をめぐって」『川内古代史論集』二、一九八二年。
- (24) 山里純一「天平期正税帳総説」林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』現代思潮社、一九八五年、二八一頁。
- (25) 二〇一〇年、京都大学大学院文学研究科提出の修士論文「四度使成立の意義」。
- (26) 山田英雄「奈良時代における上日と禄」『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、初出一九六二年、二八五頁。
- (27) 註21参照。
- (28) 『大日本古文书』二、一一三頁。
- (29) 早川庄八「所謂「伊予国正税帳」について」(前掲)。

(30) 鎌田元一「計帳制度試論」同『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九七二年、三四六頁。

(31) 蘭田香融「隱岐国正税帳をめぐる諸問題——特に天平六年の官稻混合について」(前掲)。

(32) 蘭田香融「隱岐国正税帳をめぐる諸問題——特に天平六年の官稻混合について」(前掲)、二一〇頁。

謝辞

本稿執筆に際し、国際日本文化研究センター共同研究「日本的時空観の形成(研究代表者：吉川真司氏、幹事：倉本一宏氏)」にかかる研究会(二〇一三年八月十八日)にて口頭発表の機会を頂戴し、研究会参加者の皆様に多くの貴重な御意見を頂きました。ここに篤く御礼申し上げます。